

別表1(第2条関係)

補助対象事業

事業名	補助対象事業
1 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業	令和2年4月1日以降、施設・事業所等において感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するために発生した経費を補助の対象とする。
2 介護サービス再開に向けた支援事業	<p>(1) 在宅サービス事業所による利用者のサービス再開支援への補助事業 令和2年4月1日以降、在宅サービス事業所が、サービス利用休止中の利用者へのサービス再開支援を行った場合、以下のア又はイに該当する経費を補助の対象とする。</p> <p>ア 在宅サービス事業所（居宅介護支援事業所を除く） 在宅サービス利用休止中の利用者に対して、介護支援専門員と連携し、健康状態・生活ぶりの確認、希望するサービスの確認を行った上で、利用者の要望を踏まえたサービス提供のための調整等（感染対策に配慮した形態での実施に向けた準備等）を行った場合の経費</p> <p>イ 居宅介護支援事業所 在宅サービス利用休止中の利用者に対して、健康状態・生活ぶりの確認、希望するサービスの確認（感染対策に係る要望を含む）、サービス事業所との連携（必要に応じケアプラン修正）を行った場合の経費</p> <p>(2) 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業 令和2年4月1日以降、在宅サービス事業所が、感染症防止のため「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密閉場所」及び「間近で会話や発生をする密接場面」）を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要するものを購入等した場合の経費（以下「環境整備費」という。）を補助の対象とする。</p>
3 介護施設・事業所等職員慰労金支給事業	<p>令和2年2月1日から令和2年6月30日までの間（以下「対象期間中」という。）、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら介護サービスの継続に努めていただいた職員で、次のア及びイいずれにも該当する者に対して慰労金を支給した場合の経費を補助の対象とする。</p> <p>ア 別表2に掲げる施設・事業所等に勤務し、利用者と接した職員</p> <p>イ 次のいずれにも該当する職員 （ア）対象期間中に施設・事業所等で通算して10日以上勤務した者 （イ）対象期間中に「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で勤務していた者（派遣労働者のほか、業務委託者の労働者として当該施設・事業所等において勤務していた従事者を含む。）</p> <p>ただし、慰労金の支給は、医療機関や障害者福祉施設等でへ勤務していた者への慰労金を含めて、一人につき1回に限る。</p>